

下水道使用料改定の変遷と今後の予定〈案〉

事業名	年度	使用水量 2か月 40 m <sup>3</sup> の場合						
		合併前	H18～H19	H20～H21	H22～H25	H26～H30	R1 (H31)	R2～
消費税率		5%			8%		10%	
下水道事業			H18.4.1	H20.4.1	H22.4.1	H26.4.1	R1.10.1	R2.4.1
農業集落排水事業		4,620円(税込)	[ 北橋 赤城(農集排) ]					
	・北橋 ・赤城(農集排)	-780円						
汚水処理施設事業 (コミュニティ・プラント)		4,000円(税込)	[ 小野上 ]					
	・小野上	-160円						
		3,840円(税込)	3,840円(税込)		3,840円(税込)	3,952円(税込)	4,026円(税込)	4,026円(税込)
	・渋川		[ 渋川 ]	[ 渋川 ]	[ 伊香保+820円 ]	3,660円(税抜)	3,660円(税抜)	3,660円(税抜)
		3,800円(税込)	[ 子持 赤城(コミプラ) ]					
	・子持 ・赤城(コミプラ)	+40円						
		2,000円(税込)	2,400円		3,020円	3,020円	3,020円	3,020円
	・伊香保		[ 伊香保+400円 ]	[ 伊香保+620円 ]				
個別排水処理事業		4,620円(税込)	[ 赤城 ]					
	・赤城	-1,500円						
		4,000円(税込)	[ 小野上 ]					
	・小野上	-880円						
		3,120円(税込)	3,120円(税込)		3,120円(税込)	3,208円(税込)	3,268円(税込)	3,268円(税込)
						2,972円(税抜)	2,972円(税抜)	2,972円(税抜)